府令・省令

○内閣府・国土交通省令第三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の四第一項及び第二項並びに第十二条の五第一項の規定に基づき、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年四月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則の一部を改正する命令

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成二十一年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（取引条件の説明） **第三条**　法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。 一　企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ～ホ　（略） ヘ　ホに掲げる旅行に関するサービスに企画旅行の実施のために提供される届出住宅（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する届出住宅をいう。以下この条において同じ。）における宿泊のサービスが含まれる場合にあっては、宿泊サービス提供契約（同法第十二条に規定する宿泊サービス提供契約をいう。次号において同じ。）を締結する住宅宿泊事業者（同法第二条第四項に規定する住宅宿泊事業者をいう。次号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅 ト～タ　（略）	（取引条件の説明） **第三条**　法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。 一　企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ～ホ　（略） （新設） ヘ～ヨ　（略）

二　企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） ニ　旅行業務として住宅宿泊事業法第二条第八項第一号に掲げる行為を取り扱う場合にあっては、宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅 ホ　前号ハからホまで、ト、リからワまで及びヨに掲げる事項 三　（略） （書面の記載事項） **第五条**　法第十二条の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ～ニ　（略） ホ　第三条第一号ハからタまでに掲げる事項 二　企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ・ロ　（略） ハ　第三条第一号ハからホまで、ト、リからワまで及びヨ、同条第二号ハ及びニ並びに前号ハ及びニに掲げる事項 三　（略） （書面の記載事項） **第九条**　法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　企画旅行契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項 イ　（略）	二　企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） （新設） ニ　前号ハからヘまで、チからヲまで及びカに掲げる事項 三　（略） （書面の記載事項） **第五条**　法第十二条の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ～ニ　（略） ホ　第三条第一号ハからヨまでに掲げる事項 二　企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項 イ・ロ　（略） ハ　第三条第一号ハからヘまで、チからヲまで及びカ、同条第二号ハ並びに前号ハ及びニに掲げる事項 三　（略） （書面の記載事項） **第九条**　法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　企画旅行契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項 イ　（略）